

8 建 災 防 技 発 第 422 号
令 和 8 年 7 月 2 7 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部長 様

建設業労働災害防止協会
会 長 今 井 雅 則
(公 印 省 略)

建設業労働災害防止規程の変更認可について

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の業務運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和8年6月10日に開催した第64回総代会における承認を経て、同年6月23日付けで厚生労働大臣に変更の認可を申請し、同年7月16日付けで認可を受けました。変更の認可を受けた建設業労働災害防止規程（以下「規程」という。）は、認可の日から90日を経過する令和8年10月14日から適用されます。

つきましては、規程第186条の規定に基づく、貴支部会員等に対する規程の周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、規程の主な変更内容及び新旧対照表は別紙のとおりです。

建設業労働災害防止規程の変更内容

1 変更理由

令和7年に労働安全衛生法が改正されたこと等を受け、建設業労働災害防止規程（以下「規程」という。）が当該法令に抵触することがないよう変更する。

規程の変更箇所については、文言を変更すべきと判断した条文が7条文、新設すべきと判断したものが5条文である。

2 変更の概要

（1）労働安全衛生法の改正に伴う変更

ア 個人事業者等の安全衛生対策関係

① 規程第2条関係

事業者等の責務、必要な事項を順守させる等包括的な法令順守規定として項目追加による変更。

② 規程第5条関係

措置の対象が「労働者」から個人事業者等を含む「作業従事者」にまで拡大されたことを受けた条文の変更。

③ 規程第5条の2関係（令和9年4月1日適用）

個人事業者等作業従事者が混在して作業する場合の作業場所管理事業者の講ずべき事項が新たに規定されたことを受けた条文の新設。

④ 規程第7条関係（第2項について令和9年4月1日適用）

個人事業者等が一定の作業を行う場合の安全衛生教育の受講が義務化されたことを受けた項目追加による変更。

⑤ 規程第8条関係（第2項について令和9年4月1日適用）

個人事業者等が一定の作業を行う場合の安全衛生水準の向上のための教育、研修を受けることが努力義務化されたことを受けた項目追加による変更。

⑥ 規程第8条の2関係（令和9年4月1日適用）

安全装置等を具備しない機械等の個人事業者等の使用禁止が新たに規定されたこと等を受けた節及び条文の新設。

⑦ 規程第65条の2 関係

車両系建設機械等の貸与を受け、個人事業者等労働者以外の者に操作させるときの労働災害防止措置を受けた条文の新設。

⑧ 規程第184条関係

事務所を個人事業者等他の事業を行う者に貸与する者の講ずべき措置を受けた条文の新設。これに伴い現行の第12章の表題を「事務所等における火災等の防止」に変更し、現行の第184条を第184条の2に変更。

イ **高年齢者の労働災害防止の推進関係**

⑨ 規程第150条の5 関係

高年齢者の労働災害の防止を図るための措置が事業者の努力義務とされたことに伴う条文及び節の新設。

(2) **労働安全衛生規則の改正等に伴う変更**

ア **熱中症の防止関係**

① 規程第176条関係

- ・熱中症対策の重要性にかんがみ、当該条文に係る節を新設。
- ・熱中症の重篤化を防止するための措置が労働安全衛生規則改正により義務化されたこと、及び「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が公表されたことを踏まえた条文の変更。

イ **石綿による健康障害の防止（事前調査、湿潤化等の措置）関係**

② 規程第152条関係

石綿に係る事前調査に係る措置について、石綿障害予防規則改正との整合性を図るための条文の変更。

③ 規程第156条関係

石綿等の湿潤化等の措置について、石綿障害予防規則改正との整合性を図るための条文の変更。

建設業労働災害防止規程の変更部分（新旧対照表）

改正案	現 行
目次 第 1 章 （略） 第 2 章 安全衛生管理体制等 第 1 節 安全衛生管理体制（第 4 条－<u>第 5 条の 2</u>） 第 2 節から第 3 節 （略） <u>第 4 節 安全な機械等の使用（第8条の 2）</u> <u>第 5 節 快適な職場環境の形成（第9条）</u> 第 3 章から第 8 章 （略） 第 9 章 その他の災害防止対策 第 1 節から第 5 節 （略） <u>第 6 節 高年齢者の災害防止対策（第150条の 5）</u> 第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止 第 1 節から第 6 節 （略） 第 7 節 <u>熱中症の防止（第176条）</u> <u>第 8 節 その他の健康障害の防止（第177条－第178条）</u> 第11章 （略） 第12章 <u>事務所等における火災等の防止(第184条－第184条の 2)</u> 第13章 （略） （順守義務） 第 2 条 （略） <u>2 会員は、法令の定めるところにより、事業者等の責務を果たすとともに、会員がこの規程に基づき労働者に講ずる措置に応じて、必要な事項を順守させなければならない。</u> （二以上の請負契約が存する場合における安全衛生管理体制）	目次 第 1 章から第 8 章 （略） 第 2 章 安全衛生管理体制等 第 1 節 安全衛生管理体制（第 4 条－<u>第 5 条</u>） 第 2 節から第 3 節 （略） （新設） <u>第 4 節 快適な職場環境の形成（第9条）</u> 第 3 章から第 8 章 （略） 第 9 章 その他の災害防止対策 第 1 節から第 5 節 （略） （新設） 第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止 第 1 節から第 6 節 （略） （新設） <u>第 7 節 その他の健康障害の防止（第176条－第178条）</u> 第11章 （略） 第12章 <u>建設業附属寄宿舍における火災の防止（第184条）</u> 第13章 （略） （順守義務） 第 2 条 （略） （新設） （二以上の請負契約が存する場合における安全衛生管理体制）

改正案	現 行
第5条 会員は、法令の定めるところにより、元方事業者にあつては統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を、関係請負人にあつては安全衛生責任者を、それぞれ選任し、元方事業者の<u>作業従事者（以下「作業員」という。）</u>及び関係請負人の<u>作業員の作業</u>が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための職務を行わせなければならない。	第5条 会員は、法令の定めるところにより、元方事業者にあつては統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を、関係請負人にあつては安全衛生責任者を、それぞれ選任し、元方事業者の<u>労働者、関係請負人の労働者の作業</u>が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための職務を行わせなければならない。
<u>（混在作業による労働災害の防止）</u>	（新設）
第5条の2 <u>作業を行う場所を管理する事業者（以下「作業場所管理事業者」という。）及びその請負人である会員は、法令の定めによるところにより、作業場所管理事業者の作業員及びその請負人の作業員の作業が、作業場所管理者の管理する一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整に関する措置その他必要な措置を講じなければならない。</u>	
2 <u>会員は、作業場所管理事業者がいない一の場所において、その作業員及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者の作業員が作業を行う場合は、法令の定めるところにより、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うものとする。</u>	（新設）
（雇入れ時の教育等）	（雇入れ時の教育等）
第7条 会員は、法令等の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生教育を行わなければならない。 (1)雇入れ時の教育 (2)作業内容変更時の教育 (3)危険又は有害な業務に就く者への特別教育 (4)職長・安全衛生責任者教育	第7条 会員は、法令等の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生教育を行わなければならない。 (1)雇入れ時の教育 (2)作業内容変更時の教育 (3)危険又は有害な業務に就く者への特別教育 (4)職長・安全衛生責任者教育

改正案	現 行
<u>2 会員である作業者は前項第3号の教育を受けなければならない。</u> (その他の自主的な教育) 第8条 会員は、次の各号に掲げる教育及び研修を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めなければならない。 (1)から(8) 略	(新設) (その他の自主的な教育) 第8条 会員は<u>労働者</u>に対し、次の各号に掲げる教育及び研修を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めなければならない。 (1)から(8) 略
<u>2 作業従事役員等である会員は、前項各号に掲げる教育及び研修を受けるように努めなければならない。</u>	(新設)
<u>第4節 安全な機械等の使用</u> <u>(安全な機械等の使用)</u>	(新設)
<u>第8条の2 会員は、法令で定めるところにより、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しない機械等を労働者に使用させてはならない。</u>	(新設)
<u>2 作業従事役員等である会員は、法令の定めるところにより、機械等を使用して、労働者と同じの場所において仕事の作業を行う場合には、前項の規格又は安全装置を具備しない機械等を使用してはならない。</u>	(新設)
<u>(機械等の貸与に関する会員の義務)</u> <u>第65条の2 会員は、機械等(車両系建設機械、高所作業車、クレーン又は移動式クレーン等をいう。以下この条において同じ。)の貸与を受け、これを用いて労働者以外の者に作業させるときは、法令の定めるところにより、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u>	(新設)
<u>第6節 高年齢者の労働災害防止対策</u> <u>(高年齢者の労働災害防止のための措置)</u>	(新設)
<u>第150条の5 会員は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、「高年齢者の労働災害防止のた</u>	(新設)

改正案	現 行
<u>めの指針」(令和8年2月10日)に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、健康や体力の状況の把握、作業の管理などの必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (事前調査) 第152条 会員は、建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は回収(封じ込み又は囲い込みを含む。)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿等(石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他のものをいう。)以下同じ。)による作業者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は鋼製の船舶(以下「構築物等」という。)について、石綿等の使用有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。 2 会員は、前項の調査を行うに当たり、一般建築物石綿含有建材調査者等<u>法令に定める資格を有する者をあてること。</u> (石綿等の湿潤化等) 第156条 会員は、次の各号に掲げる作業者を従事させる場合には、石綿等を湿潤な状態のものとする<u>こと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならない。</u> (1)から(5) (略) 2 (略) 3 会員は、第1項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものとする<u>こと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する</u>	(事前調査) 第152条 会員は、建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は回収(封じ込み又は囲い込みを含む。)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿等(石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他のものをいう。)以下同じ。)による作業者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は鋼製の船舶(以下「構築物等」という。)について、石綿等の使用有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。 2 会員は、前項の調査を行うに当たり、一般建築物石綿含有建材調査者等<u>一定の知見を有し、的確な判断ができる者をあてること。</u> (石綿等の湿潤化等) 第156条 会員は、次の各号に掲げる作業者を従事させる場合には、石綿等を湿潤な状態のものとする。<u>ただし、石綿等を湿潤な状態のものが著しく困難な時は、除じん性能を有する電動工具の使用、その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じるよう努めなければならない。</u> (1)から(5) (略) 2 (略) 3 会員は、第1項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものとする<u>必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の</u>

改正案	現 行
<u>措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。</u>	<u>粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならない旨を周知させなければならない。</u>
第7節 熱中症の防止 (熱中症の防止) 第176条 会員は、熱中症を防止するため、 <u>法令の定めるところにより、熱中症を生ずる恐れのある作業を行う際に、熱中症の自覚症状がある作業等が報告するための体制を整備し、また、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等など熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順をあらかじめ定め、関係作業者に周知する等の措置を講じなければならない。</u>	第7節 その他の健康障害の防止 (熱中症の防止) 第176条 会員は、熱中症を防止するため、 <u>WBGT 値（暑さ指数）の活用、温湿度等の把握、休憩設備の確保、休憩時間の確保等に努めるとともに、作業者の熱への順化状態、水分・塩分の補給状態等の管理、予防教育の実施に努めなければならない。</u>
2 会員は、前項のほか「 <u>職場における熱中症防止のためのガイドライン</u> 」の順守の徹底に努めなければならない。	(新設)
第8節 その他の健康障害の防止 第177条 (略)	(新設) 第177条 (略)
第12章 事務所等における火災等の防止 (事務所の貸与者の講ずべき措置) 第184条 事務所を他の事業を行う者に貸与する <u>会員は、法令で定めるところにより、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u>	第12章 建設業附属寄宿舍における火災の防止 (新設)
(建設業附属寄宿舍における火災の防止) 第184条の2 会員は、建設業附属寄宿舍を設ける場合には、適切な警報設備、消火設備、避難設備等を設け、当該設備の点検設備及び火器管理を徹底するほか、「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」（平成6年9月28日付け基発第596号）の順守に努めなければならない。	(建設業附属寄宿舍における火災の防止) 第184条 会員は、建設業附属寄宿舍を設ける場合には、適切な警報設備、消火設備、避難設備等を設け、当該設備の点検設備及び火器管理を徹底するほか、「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」（平成6年9月28日付け基発第596号）の順守に努めなければならない。

改正案	現 行
附則 <u>第 1 条 この変更は、この変更について厚生労働大臣の認可があった日から起算して90日を経過した日から適用する。</u> <u>第 2 条 第 5 条の 2、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 2 の変更は、前条の規定にかかわらず、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。</u>	